

第六十五回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第八号

昭和四十六年三月十日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員 八木 徹雄君

委員 久野 忠治君

理事 河野 洋平君

理事 谷川 和穂君

理事 鈴木 一君

小沢 一郎君

高見 三郎君

野中 英二君

森 喜朗君

川村 継義君

三木 喜夫君

多田 時子君

安里積千代君

出席國務大臣

文部 大臣 坂田 道太君

出席政府委員

總理府賞勳局長 吉原 一眞君

文部政務次官 西岡 武夫君

文部大臣官房長 安嶋 彌君

文部省初等中等 官地 茂君

教育局長 村山 松雄君

文部省大学學術 局長 松雄君

文化庁次長 安達 健二君

委員外の出席者

文教委員会調査 室長 田中 彰君

委員の異動

三月十日

辞任

小林 信一君

補欠選任

久保 三郎君

第一類第六号

文教委員会議録第八号

昭和四十六年三月十日

同日

辞任 久保 三郎君

補欠選任 小林 信一君

三月五日

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外一名提出、参法第七号)(予)

同月六日

大学基本法案鈴木一君外三名提出、衆法第一〇号)

同月八日

幼稚園教育振興に関する請願(河本敏夫君紹介)(第一七九一号)

同(有田喜一君紹介)(第一九〇〇号)

各種学校新制度確立に関する請願(大村襄治君紹介)(第一七九二号)

同(向山一人君紹介)(第一七九三三号)

同(浜田幸一君紹介)(第一八九九号)

教員の超過勤務制度確立等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第一七九四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

文教行政の基本施策に関する件(大学医学部等の不正入学問題)

〇八木委員長 これより会議を開きます。
文教行政の基本施策に関する件について調査を行います。

この際、坂田文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂田文部大臣。

〇坂田國務大臣 まことに申しわけない御報告をいたさなければならぬわけでございますが、大阪大学の不正入学事件が起こりまして、実は新聞に出る少し前に、大学側には、こういうような問題がある、したがって協力をしてほしいという警察側からの協力依頼があったわけでございます。そのことは文部省でも承知をしておいたわけでございますが、その後新聞にあのような記事が、さつそく私どもにいたしましたは大阪大学に對しまして、その事実の有無等について問い合わせをいたしましたわけでございます。ところが、その事件そのものについては警察側から御報告があったのでございまして、その不正事件にかかわっております学生の氏名等については、今日までまだ報告がなされておらないという状況でございます。しかし、大阪大学の学長といたしましては、もし不正入学の事実というものが明らかになったときには、入学取り消しという処分を含めた厳重な処置をするつもりであるということを申ししておりますのでございまして、

私もどなたもいたしましては、まことに遺憾なこととございまして、いまだ捜査当局の調べの進展を見ない上、慎重に最終的な判断をいたしたいと思っておりますが、大阪大学当局のこれに関する入学取り消しを含む厳重な処分というようないことは、文部省といたしまして当然なことではないかというふうに考えておる次第でございます。

その後、この不正入学事件にかみまして、実面の教育委員長が関係があるということも新聞で報ぜられたわけでございます。私のほうで現地の教育委員会に問い合わせましたところ、当該委員長は辞表を出し、また当該市長はこの辞表を受理したというところでございます。

この教育委員長という職務を通じていろいろの事件が起きたというわけではございませんけれども、しかし、いやしくも教育行政の任に当たり、

その地方における教育委員長という教育行政の最高の地位にある人がかかる事件に関係をしたということは、返す返すも残念なことだと考えておるわけでございます。今後このようなことが全国の教育に携わる人たちに起こらないように、いろいろの指導をこれからやっていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

いましばらく事件の進捗を見守り、そしてこれに對する適正な判断をもってこれにこたえ、教育とあるいは父兄の不信であるとかいうようなことのないように、特段の配慮をしてみたいと思っております。

〇八木委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

〇山中(吾)委員 ただいま文部大臣から、大阪大学の不正入学問題について御報告をお聞きしたのですが、この問題については、教育のあり方の問題まで掘り下げて検討すべき重大問題だと思っております。こういう問題は氷山の一角であって、非常識が常識化しておると言ってもいいほど、裏口入学その他が、国立に限らないとすれば日本の常識になってしまつておる。根本的に検討すべきものがあると思つて、深刻に論議すべきだと思つております。きょうはこの問題が中心でありますので、国会開会中に、文部省の今後の対策について御報告を待つことにいたしておきます。

私、この医大問題のときに、医療行政、教育行政が商品化している感じがして、医学教育自体も商品化して、あつちのものがあつちのようになってしまつて、教育というものが荒廃して、そういう感じがいたします。しかもこういう問題にタッチをしておるのは、親、それから日本の知識階級としては最高というランクを付される医師、それから最も厳重に処理しなければなら

その地方における教育委員長という教育行政の最高の地位にある人がかかる事件に関係をしたということは、返す返すも残念なことだと考えておるわけでございます。今後このようなことが全国の教育に携わる人たちに起こらないように、いろいろの指導をこれからやっていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

いましばらく事件の進捗を見守り、そしてこれに對する適正な判断をもってこれにこたえ、教育とあるいは父兄の不信であるとかいうようなことのないように、特段の配慮をしてみたいと思っております。

〇八木委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

〇山中(吾)委員 ただいま文部大臣から、大阪大学の不正入学問題について御報告をお聞きしたのですが、この問題については、教育のあり方の問題まで掘り下げて検討すべき重大問題だと思っております。こういう問題は氷山の一角であって、非常識が常識化しておると言ってもいいほど、裏口入学その他が、国立に限らないとすれば日本の常識になってしまつておる。根本的に検討すべきものがあると思つて、深刻に論議すべきだと思つております。きょうはこの問題が中心でありますので、国会開会中に、文部省の今後の対策について御報告を待つことにいたしておきます。

私、この医大問題のときに、医療行政、教育行政が商品化している感じがして、医学教育自体も商品化して、あつちのものがあつちのようになってしまつて、教育というものが荒廃して、そういう感じがいたします。しかもこういう問題にタッチをしておるのは、親、それから日本の知識階級としては最高というランクを付される医師、それから最も厳重に処理しなければなら

その地方における教育委員長という教育行政の最高の地位にある人がかかる事件に関係をしたということは、返す返すも残念なことだと考えておるわけでございます。今後このようなことが全国の教育に携わる人たちに起こらないように、いろいろの指導をこれからやっていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

いましばらく事件の進捗を見守り、そしてこれに對する適正な判断をもってこれにこたえ、教育とあるいは父兄の不信であるとかいうようなことのないように、特段の配慮をしてみたいと思っております。

〇八木委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

〇山中(吾)委員 ただいま文部大臣から、大阪大学の不正入学問題について御報告をお聞きしたのですが、この問題については、教育のあり方の問題まで掘り下げて検討すべき重大問題だと思っております。こういう問題は氷山の一角であって、非常識が常識化しておると言ってもいいほど、裏口入学その他が、国立に限らないとすれば日本の常識になってしまつておる。根本的に検討すべきものがあると思つて、深刻に論議すべきだと思つております。きょうはこの問題が中心でありますので、国会開会中に、文部省の今後の対策について御報告を待つことにいたしておきます。

私、この医大問題のときに、医療行政、教育行政が商品化している感じがして、医学教育自体も商品化して、あつちのものがあつちのようになってしまつて、教育というものが荒廃して、そういう感じがいたします。しかもこういう問題にタッチをしておるのは、親、それから日本の知識階級としては最高というランクを付される医師、それから最も厳重に処理しなければなら

その地方における教育委員長という教育行政の最高の地位にある人がかかる事件に関係をしたということは、返す返すも残念なことだと考えておるわけでございます。今後このようなことが全国の教育に携わる人たちに起こらないように、いろいろの指導をこれからやっていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

いましばらく事件の進捗を見守り、そしてこれに對する適正な判断をもってこれにこたえ、教育とあるいは父兄の不信であるとかいうようなことのないように、特段の配慮をしてみたいと思っております。

〇八木委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。山中吾郎君。

ぬ刑務所の行政官、これが全部この問題の中に出てきておる。青少年の不良化ということならば、これはいつの時代、どんな社会でもあるのですけれども、この指導的立場にあるものが一つの事件の中に全部出てきておるということは、日本の国民教育全体の問題として考えていかなければならないと深刻に私は考えます。ところが参議院その他の論議を聞いておりますと、法律問題として処理して終わりにするんじゃないか、そういう感じがするわけでありまして、これはあくまでも教育の問題として、文部大臣においては一定不正入学した者を処理する、それでいいのだという問題でなく、今後の教育政策を考える重要な参考資料にしていただきたい、そういうふうに思うのであります。

ことに、医大がむずかしいから、競争というところから生まれてきた犯罪というよりも、やはり価値観の問題として、金力万能主義とかあるいは現代の資本主義社会における利潤追求の合理主義とかいうふうなものが、事業界以外に教育界まで支配しておると見ていくとすれば、やはり金よりもというものを、国民の価値観として何か新しいものをつくらなければ解決しない問題ではないか、そういうふうに私は思うのでありまして、このことも含んで、この国会中に大臣が再びここで御報告されることを期待いたします。

そこで、きょうは概括的に提案だけ申し上げて御検討願いたいと思うのであります。一つは、どうも日本の医学とそれから一般国民の知識の格差があまりあり過ぎるんだ、そこで医学のエリートであるというものがどうしてもなくならない、一般の国民は医学的に無知である、お医者さんだけは最高の教育を受けたもの、大学において六年、七年という教育を受けたもの、そういう間に、一般国民の医学常識と専門性を帯びた医師の知識が隔絶しておるために、医師はエリートになり、また民衆に対してはほとんど傲慢な態度をとつても通用するほどになっておるのじゃないか、そういう感じが私はいたします。処方せんにおいても、日

本の医師が日本語で処方せんを書かないで、ドイツ語で書いて患者にはわからない、スベリングが間違つておつてもこれはわからない。そういう独自の日本の医学界のあり方というものは、どうも何か教育政策として間違っているんじゃないか。そこで、小中高全体の教育課程の中に、先般も、物理化学主義でなくて生物化学主義をとったかどうかと言っているのですが、初歩医学の知識を教育課程の必須科目に何かに入れて、お医者さんというものはそんなに神さまのようなものでないという、少なくとも正しく判断のできる、批判のできるそういう常識を国民教育の中で取り入れるということも一つの方法ではないか、そういうふうに思うのですが、いかがでしょう。

○坂田国務大臣 今度の事件が、いまおっしゃるように、日本の社会におけるエリートといわれる人たちが含めて起こつておるというこの現象は、深刻に考えてみる必要があるのではないかと、お説に対しては、私も同感でございます。よく青少年の非行等を言いますけれども、その青少年の非行というものを言う前に、おとなたちは一体どうなんだということを考えてみる必要がある。私は大学紛争と取り組んでみて、大学のゲバ学生というものは、これはけしからぬことであります。最高学府の学生として、良識とそして理性の府であるべき大学が、暴力によっていろいろな教育の自由あるいは研究の自由、学問の自由というものが荒らされておつたというわけでございますけれども、しかし、この現象を考えたときに、何かしらこの二十五年間の日本の民主主義がまだまだ未熟である、つまりおとなたち自身も一半の責任があるのだということを、私は、みずからも含めまして、痛感をいたしましたわけでございます。したがって、今度のこの阪大における入学不正事件というものを、いろいろな角度から見て考えてみなければならぬということと同感であります。

私は、医学のように非常に専門性というものが、そして普通一般の大学の教育より、より以上に特殊のあるいは技術的な教育を要求される学問領域

というものに学ばれる人は、特に一般教養といいますが、あるいは専門性もさることながら、人間性豊かな教育というものが行なわれなければならない。昔から医は仁術なりと申しておられるわけでございます。仁ということばが示すようなことを体得した人がそういうすぐれた専門技術を身につけて、そして人の生命を預かる医者としての職業が成り立つ、こういうことであつて、普通一般の人より、より以上に倫理性というものが要求されると思うわけでございます。これを単に医学を学ぶ人だけだといいたしますと、そうではなくて、やはり大学教育それ自身にも、そういう人間性豊かな教育というものが、大学に至る小中高あるいは幼稚園の教育に欠けておるところがあるのではないだろうかといふことも含めて、私は今後考えていかなければならぬと思うわけでございます。この点につきまして、私自身も十分にひとつ検討いたしたいと思ひますし、いま山中先生のほうでもいろいろのお考えをお述べいただきました。知恵をかしていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

○山中(吾)委員 御期待をいたしております。次に、私学の医科大学の場合は、言わず語らず入学には莫で五百万、最近新しくできる大学は一千万、二千万の寄付が行なわれるということが、常識的に新聞その他で推察記事があるのですが、おそらく事実にはそう遠いではないような現状ではないかと思ふのです。これが医学教育の商品化であるか、医者は金もうけに一番都合のいい職業であるか、ということを含んで、このままで捨てておくと、国立大学のときだけ問題になって、私学のときには野放しになるというおそれがあります。どうもこういう考え方は消極的だと思ひますが、少なくとも金で入学するといふものをなくするために、不正入学防止に関する特別措置法でもつくつて、受け取った者も出した者も、伝家の宝刀でいいから、やはり金で入学することは犯罪であるという一つの立法措置も必要ではないかという感じもするのです。いかがでしょう。

○坂田国務大臣 こういうような問題に対しては、立法をするかどうかという問題はまた別な問題かと思ひます。しかしながら、こういうすべての問題の解決が金でもって解決できるんだという、こういう誤った考え方というものがやはりなくなつて、やがて世の中をわれわれは目ざし、またその改革のために努力をしなければならぬ。その意味合いにおいて、やはり教育というものの役割りは非常に大きいものだと思うのです。

どうしてそういうふうになるんだというお話があります。やはり日本が非常に貧乏であつた、それでことに戦争に敗れた、そして戦争で非常な物を失つた、生産力もがた落ちになつた、餓死する者も出るかもしれないという状況だつた。そこからとにかく物をつくり出さなければならぬ。食う物を、着る物を、あるいは住まうところをというところで、私どもが努力をした。まず生産というものを上げないことには分配はだめなんだ、こういう考え方で進んできた。その一応の成果は私は得たと思ふのですが、しかし、やはり人間はパンのみによつて生きるものではないわけでございまして、山中さん御指摘のように、別な価値観を持った人たちもおるわけだ。いまはあるいはそういう金ですべてを解決するという世の中のように見えておりますけれども、しかし、心ある国民の大部分はそうでない人たちがおるわけです。そういう心ある人たちの価値観がこの世の中を支配するような、そういう世の中にならぬというふうに私は思ふわけなんです。その意味において物質文明が豊かになつた今日において、むしろ精神復興といひますか、物の価値に対して精神の価値というものを高く評価する考え方、これが必要だと思ふのでございます。すべてただ物だけが――唯物主義もその一つかと思ひますけれども、そして、貧しいということが人間の意思を決定していくというところ、最小限度の状況においては一つの真理かと思ひますが、しかし、物があまりにもふえ過ぎて便利になり、そして豊

かになり過ぎて、かえって今度は精神そのもの、人間の存在そのものをむしばんでいくという一面をわれわれは忘れてはいけない。ここにやはり、物に対する精神の価値を高く叫ぶ声がまた出てこなければいけないのじゃないか。そういうようなことに對して、立法するのがいいのかどうなのかという点については、ただいますぐ立法いたしますという段階ではございませんが、しかし、そのお気持ちに對しましては、私は全く同感でございます。

○山中(吾)委員 現在、政治も事業界も教育界もみな底辺がなくなつてしまつてゐるので、その点、いま大臣のお気持ちはそのとおりなんです。それが教育課程の中で、そして一方不正入学を防止する何らかの措置というものが、やはり両方必要ではないかと思ひますので、一応申し上げておく。これはあとでまた……

次に、どうも私自身も含んでですが、入学期になると政治家などは入学を頼まれて困る。これは頼まれるとやはりそのまゝ捨てておくわけにはいかぬということ、不正にはならなくても、まあ選挙の關係などでみなある程度あつせんをする、あけすけに言へば、しかし、だれもこれが望ましいこととは思つていないと思う。衆議院の決議で虚礼廃止の決議はしてあるが、これはまた守られない。これよりも国会議員は入学にタッチしない決議をしたほうがまだいいんじゃないか。全部しなければ、一番気持ちがよいという感じが実はしてある。どうもわれわれも、こういう問題が起る原因の万分之一くらいは、やはりわれわれ自身の行動の中からも出ておるのじゃないかという感じがするのですが、こういう問題を文部大臣が提唱して、大学の入学期には、衆議院はそういう場合タッチはしないという決議を提案するくらいの気持ちでないと守られないのじゃないかと思うのです。どうですか。

○坂田国務大臣 文部大臣としてほはそういうような気持ちでございますけれども、これはむづかしい問題だと思ひます。しかしながら、やはり

その裏には、入学試験制度そのものにメスを入れなければいけないのじゃないかと思ひます。このことは単に日本だけではなく、諸外国におきまして、この入学試験というものについては非常に悩んでおるようでございます。しかし、現在の入学試験制度そのものはいかぬのか、もう少し改善の余地はあるのじゃないかという点で、最近では、各国におきましてもかなり意欲的にこれと取り組んでおるようでございます。ただいま国立大学の第一期の試験が行なわれたわけでございますが、東京大学におきましても、たとえば作文みたいなものを課すとかあるいはごくわかりやすい問題を提出するとか、新たな試みをやつております。しかし、このことが直ちにいかぬのかどうなのかは、もう少し経過を見てみないと直には判定できないのじゃないかということでございます。しかし、大学当局におきましても、あるいは国立大学協会におきましても、それからまた私たちの文部省におきましても、入学の改善につきましても、いまだ非常に意欲を持って取り組んでおるわけでございます。九月ごろには一応の結論が出るだろうというふうに、いま一生懸命やつておるということでございます。

○山中(吾)委員 確かに入学試験制度そのものにメスを入れなければならぬと思ひますが、これも要望しておきたいと思ひますが、大学を改革する場合、四つくらいの方があると思ひます。それは入るに難く出るにやさしい大学、入るにやさしく出るに難い大学、入るもむづかしく出るもむづかしい大学、ところが、日本の大学は入るにむづかしく出るにやさしい。入りさえすれば無為無能でもいけるというふうな点。少なくとも入るにむづかしく出るにやさしい制度は脱却して、進学制度の中から大学制度の方向を、こういう事件を契機として改造しなければならぬ。そういう方向で改造されてはどうでしょう。

○坂田国務大臣 これも実をいうと一がいにも言えないのでございまして、たとえばフランスなんかは、非常に入るのはやさしいんだけれども出るのが非常にむづかしいというお説のところをとつておるわけですが、そのまた弊害というのが出てきて、実はフランスでは弱つておる。そしてむしろある程度大学が入学試験を、日本でやつてゐるようなことを取り上げなければいかぬのじゃないかという議論がされております。特に去年、私、イギリス、フランス、ドイツへ行つてまいりましたけれども、医学部門についてはかなりの試験をやつて入れておる。医学だけは別なんだという考え方、最近フランスでもそれからドイツでも出てまいつております。フランスは、御承知のように、高等学校を卒業する資格を取りますと同時にそれが大学の入学資格になる、つまりバカロレア試験を通りますと直ちに大学の入学資格になるわけでございますが、たとえば入りましても卒業しますのはほとんど二〇%から三〇%くらいである。それだけに、入りましてから一年、二年というものは、今度はまた大学それ自身としては非常にむづかしいというか、困るというのです。もう少しそこで多少の選抜をやつたらどうかということが、むしろヨーロッパにおいては出てきておる。しかし、いまおつしやいましたことについて一考を要する点ではなからうか。入学試験制度の問題については、いろいろその国の事情もございまして、伝統もございまして、いろいろ今後検討しなければならぬ課題だというふうに考えております。

○山中(吾)委員 御検討願ひたいと思ひます。最後に、最近、私立大学の要望があつて、文部省でも認可の方向で、僻地の医師の供給も含んで動いておられるようでありますが、やはりまた金を出さないため、一千万、二千万という入学時の寄付金の名における搾取といひますか、これはわれわれがここで考へてもほとんどそうなりそう。弊害はますます増加する感じがしておるのです。そこで、この私立医科大学をつくる場合でも、少なくとも病院とかその他研究病院は国が建ててやる。大学は私学であつても、病院は国が建ててやる。そういう施設について、学校法人

のものでなくて国有でいいから、そういうことで一千万、二千万の金を取り、医者の息子でなければ入学できない、また、できない子供が入つて人間の命のことに従事するというふうなことがないようになつてはどうか。いわば国有民営というふうな構想で、百億も要る医科大学ですから、施設は国有のものでいいから国が建てて。そして、経営は学校法人でも特殊法人でもいいと思ひますけれども、何かいままでのような、国有民営が国立という思想を少し緩和して、国有民営というように、国有学校法人経営というような形で検討しなければ、おそらくこの阪大の弊害というものを私学において阻止する教訓になるどころでなくて、いまの行き方をすれば何倍かふえていく悪循環が繰り返されて、どうにもならなくなつてしまふかと思ひます。これからの問題でありますから、そういう私学としての医科大学を設置するについては、いろいろ創意的に検討されるべきだと思ひます。それについて大臣の意見をお聞きし、さらに、この国会開会中に積極的な、前向きの方策としての御報告をされることを期待して、この問題に對する質問はこれだけにしておきます。

○坂田国務大臣 おつしやるとおりに、今度の国会におきまして、たとえば医学教育についてどういふ基本的な考え方でも進もうとしておるかということを、皆さま方に発表したいというふうに思つております。

○八本委員長 次に、文化功勞者年金法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。山中(吾)委員 この法案について、二御質問いたしたいと思ひますが、まず文化庁のほうに。こういう文化功勞者を顕彰する目的はど

こにありますか。

○安達政府委員 文化行政の観点から見まして、文化の発達に關し功績顯著な方々を顕彰申し上げ

七日太政官布告第六十三号でございまして、その後沿革的には何度も改正を行なっております。日本国憲法九十八条第一項は「この憲法は、國の最高法規であつて、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」このように規定しておりますが、この囊章条例も、内容におきまして日本国憲法の條規に反するものとは認められないというところで、日本国憲法施行後この九十八条第一項の規定によりまして効力を失ったものとは解されないわけでございます。

○山中(吾)委員 第一条の一番最初の綽號褒章に相当して、「孝子順孫節婦義僕ノ類ニシテ德行卓絶ナル者ニ賜フモノトス」と書いておるのですが憲法二十四条の家族制度についての規定その他からいって、節婦ですね、しようのない夫に貞節を尽くした婦人のことですが、二十四条の男女平等からいってこれはおかしい。これは憲法に抵触するものは効力を有しないといった、いま言った九十八条から見て、こういうものは生きておるのですか。

○吉原政府委員 したがしまして、緑綬褒章の規定は、私どもは先ほど申しました理由によりまして有効と見ておりますけれども、現実には、この緑

經喪章の項目につきましては戦後ほとんど実行した例はございません。ただ、孝子節婦と申しますよりも、孝子等につきましては具体例が出てまいりました、三件程度の事例が戦後あるように承知しております。最近こういう運用は行なっておらないのであります。これはもちろん、各省からその該当者が出てまいりましたときは、それを審査の

するにやぶさかではございません。
○山中(吾)委員　ここで憲法論をやるとまた時間
がかかりますから……。しかし、そういうものは
卒直に検討したらいいじゃないですか。大化の改
新当時の太政官布告が、新憲法のもとにそのま
まだれも何も言わないからそとおくというよう
な考えは捨てて、やはり検討されてしかるべき
だと思います。

その中に紫綬褒章、「學術芸術上の發明改良創作ニ関シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス」、これは「賜フ」というのはおかしいが、これはいまの文化功労者年金に該当する人と同じような中身になつてくると思いますが、その関係はどうなりますか。

○吉原政府委員 紫綬褒章の授章者は、「學術芸術上ノ發明改良創作ニ関シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス」となつておりまして、場合によりまづと、それは文化功労者の対象になる人もあるかも知れませんが、しかし、そういうことは別個の問題といたしまして、私も、文部省あるいは科学技術庁のほうから御推薦のありました者につきまして審査をいたしまして、適当と認められた者は、内閣の助言と承認によりまして裁可を得ました上、これを授与するような手続をとつておるわけであります。

○山中(吾妻) 今の憲法下でもそのまゝ生きていい褒章をする場合に、東京に呼んで褒章を授与するとき旅費も出していいと聞いておるのですが、賞勲局のほうではどう御意見なんです。

○吉原政府委員 褒章につきましては、その次のページにあるわけですが、褒章条例取扱手続というものがありまして、これはそのまま改正しておりますが、読みかえてその場合に運用しておりますが、現実にはそれぞれの主務大臣から候補者が出てまいっております。したがって、私どももいたしましては、最近では、東京在住者はもとより、地方在住者につきましても主務大臣のほうに伝達をいたしまして、それによりまして主務大臣のほうでそれぞれ、これは省によりまして区々だろふと思ひますけれども、官中の賜謁をやつていらつしやるようなところもございまして、御案内していただくところもあるようございまして、私どももいたしましては、その受章者の御都合によりまして、主務大臣から、推薦のありました都道府県知事のほうにお渡しを願ひまして、そこでお渡ししていただく、そのようなぐあいにしておる次第でございます。

○山中(吾妻) 文部省にお聞きします。年金とそれから紫綬褒章ですか、大体内容、性格は文化功労者と同じ中身の褒章だと思ひます。東京に呼ぶ場合と知事のほうに伝達をする場合とあると思ひますが、呼んだ場合に旅費をやつていないと聞いたのですが、それはそのとおりですか。旅費はやつていますか。

○安嶋政府委員 旅費は差し上げておりません。○山中(吾妻) この太政官布告の文章を見ますと「者ニ賜フ」というのですから、だから旅費ぐらゐ自分で支払つて来いという思想だと思ひます。そこで、文化功労者に年金法として年百五十万円やるといふ政策と、そして同じ性格の學術芸術上の改良創作その他の顕著なる者に賜う紫綬褒章は、一時金も何もないとしても、少なくとも旅費を出さぬといふ行政は一体何か。文化功労者年金法と周辺の同じ性格を帯びた顕彰のしかたで、あまりにもギャップがあり過ぎると私は思ひます。せめて旅費ぐらゐは計上して上げなければならぬじゃないか。しかも非常に貧しい人もありますよ。

この人たちは、生活は安定しているのですか。これは不平が出てきておるわけです。私の耳にも入つておるから聞くので、この文化功労者年金法というものを設定し、しかも物価に従ひながら相当——今度も五十万円上げるといふ行政をしておるときに、東京に呼び出して文部大臣からごほうびを渡すときに、旅費まで自腹を切らすというようになそんな行政はもう通用しない。直ちにこの旅費は予算に計上して、北海道、鹿児島から来る人があるのですから、出すくらいのことはずべきである。これはもう検討も何もないと思ひますが、どうですか文部大臣。

○安嶋政府委員 先ほど賞勲局長からお答えをいたしましたように、勲章、褒章は各省大臣におきまして受章者に適宜伝達をするということになつておるわけでございます。文部省のやり方といひましては、賜謁等のこともございまして、できれば上京してこれを伝達申し上げたいという

ふうに考えましてお願いをしておるわけでございます。これはもちろん強制ではございません。實際問題といたしまして、四十五年の秋の叙勲の場合でございますと、約九〇%の方が東京に出てこられまして、そして褒章、勲章等をお受けになつておられるわけでございますが、いずれも非常に喜んでお出掛けをいただいております。いふうに考えております。ただ、残りの約一〇%の方がお出掛けをいただけないわけでございますが、御承知のとおり、勲章につきましては七十歳以上というかなり高齢の方がほとんどでございます。からだのぐあひとかあるいは付き添ひとか、そういうたような問題がいろいろあるかと思ひます。その他あるいは経済的な理由によつて御出席いただけない方もあるかと思ひますが、そういう方に対しましては、教育委員会、大学、それから関係法人等から適宜な方法によつて伝達をするという形をとつております。

なお、山中先生御指摘の旅費の点につきましては、文部省といたしましては、等級の比較的低い勲七等の受章者につきましては御夫婦で上京し得るような旅費を出したいということで、年来大蔵省等にも要求しておるわけでございますが、各省等との関連もございまして、なかなかこれが認められないというところでございます。全員についてということはなかなか困難かと思ひますが、ただいま申し上げましたように、等級の比較的低い方等につきましては前向きで今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

○山中(吾妻) 大蔵省の主計官おられますか。○八木委員長 出席していません。○山中(吾妻) 文部委員会は、一言言わなくても主計官を呼んでもらわなければいかぬ。主計官を呼んでください。

一体、學術その他に顕著なる者に対する褒章に、いまのように下のほう——下か上か、そんなものもまたいかぬと思ひますが、旅費を出したいと思ひうが、大蔵省で削られて出せないなんて、そんな行政が一体どこにあるか。あまりにも月とスッポン

のような待遇のしかた、これは文化の顕彰にならぬですよ。一番大事なことは、文化功労者年金法を通すときに、その周辺とどういふ関係にあるかというところを、この法案の評価に対して一番重要視しなければならぬ。同じような功労者の中で、東京に呼んで旅費も出していないで、おいでになつた方は喜んでおられるようでありまして、これはやはり太政官布告の精神がそのまま残つておるのだ。褒章を賜うのだ、「賜フ」と書いてある。これはやはり賞勲局のほうも直してもらいたい。そうでなければ封建的な思想がそのまま残つてきている。民主的な大臣として自他ともに認めておる坂田文部大臣は、一体これでよいのかどうか。これは直ちに改正すべきであると思ひますが、いかがですか。

○坂田文部大臣 この点につきましては、山中先生のお話を聞いておるともつともなような気がいたします。しかしながら、各省との関係もございまして、やはり相当基本的な問題でありまして、ひとつ考えさせていただきたいと思ひます。○山中(吾妻) 大蔵省の主計官呼びなさい。あとでけっこうです。来たとき聞きましょう。

あまりにもアンバランスです。あまりにも褒章にはならぬと思ひます。私の言うことを聞いておるともつとも思ひますが、こういうような、そんな認識不足では困るので、これくらいのことは実にささいな予算のことですから、ぜひ実現されるように、次官会議その他でも提案されることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○八木委員長 有島重武君。○有島委員 私は、先日文化功労者年金法についてしばらく質問をさせていただきましたので、その続きと申しますか、大臣の見解を少しお伺ひしたいと思ひます。文化功労者の性格というものでございまして、けれども、これは時代により変遷すべきものであるのじゃないかと私は思つております。そうではなくてこれは伝統を保つていく方向にすべきなのか、時代とともにどんどん変わっていくべきものなの

か、そういったことについての基本的なことを
同っておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 文化というものの概念は、非常
にむずかしいのじゃないかと思うのです。広い意
味と申しますか、それで考えるのこの法律で
いつているのでは、ちよつと違ふと思ひます。

この法律では、おそらく学術、芸術あるいは教育
その他の文化ということだと思ふのですけれども、
普通一般にいわれる文化という場合の概念でござ
いますと、結局人類という人間が自然に働か
けて、そしてつくり出したもの、創造したもの、
精神的なものもありましようし、あるいは物質的
なものもございましようが、そういうものの全体を
文化というわけでございますから、時代とともに
といへば時代とともに、人類が始まって以来その
集積があるわけでございますから、その意味にお
いて変わるというなら変わるというわけだと思ひ
ます。しかしながら、範疇をそういうふうに限
定していくならば、その範疇の中でどういふものが
その時代に特に意義があるかというふうなことは
あり得ると思ひわけでございます。でございます
から、その意味合いにおいてはまた変化もあると
いふふうにて考へて差しつかえないと思ひます。

○有島委員 そこで、現代というものは非常に変
遷の激しいときであります。いままでの文化功
労者の選び方ですね、その基準になつていた概念
をこの辺でもつてまたお考え直しになる、そう
いった御用意があらになるかどうか。その辺は
いかがでありますか。

○坂田国務大臣 実際のにも、かなりその点につ
きましては、変化に應じてといひますかあるいは
幅広く考へておると思ひます。何かいかにも学術
あるいは芸術だけだ、芸術にしましても非常に局
限されたものだけだといふようなことに考へられ
がちでございますが、必ずしもわれわれのほうで
はそういうふうには考へていない。たとえば登山
家であります横恒さんなんかもそういう功労賞
を受けておられるわけでございますが、それはそ

の一つのあらわれだと思ひます。その他にもいた
ら、ちよつと申し上げて……。

○安嶋政府委員 文化の範囲につきましては、た
だいま大臣からお話があつたようなことだと思ひ
ますが、具体的な運用の例といひましては、単
に学術、文芸、絵画、彫刻、建築、音楽といった
そういう狭い範囲に限られることなく、昭和三十
一年におきましては平沼亮三氏が体育関係の文化
功労者として決定されておりますし、また三十一年
には小森七郎氏、これは放送事業というところで
決定されております。その他、ただいま大臣か
らお話がございまして、マナスル等に登山されま
した横恒さんでございまして、あるいは柔道の
三船久蔵さんでございまして、あるいは新劇の
東山千栄子さんでございまして、あるいは近く
はガラス工芸の岩田藤七さんでありますとか、あ
るいは版画の棟方志功さんでございまして、か
なり多方面にわたつて文化功労者が決定されてお
るわけでございます。時代の変遷とともにそれ
に対応した選考が行なわれておるといふふうに考
えております。

○有島委員 大臣、この間芸術と国民娯楽という
語がこの委員会でもあつたのでございましてけれ
ども、歌謡曲なんか非常に国民的な広い範囲にお
たつておるんじゃないかと思ひます。こういつた
ところからの功労者がこの中に加わつていないと
いふのは、何かいわれがあつてそうなのか、ある
いは将来そういうこともあるのか。それから歌劇
関係ですか。それから柔道は確かにございするけ
れども、剣道とか相撲とかいふものが欠けてい
るのも何かいわれがあつてそうなのか、ないしは
将来またそういう剣道や相撲の中からも功労者
がお出になるのか。それから華道と茶道ですね、こ
れもないのは何か奇異な感じがいたしますけれ
ども、こういつた点はいかがでございまして。

○坂田国務大臣 考え方としてはそういうものを、
たとえば柔道があつて剣道がない、ないから剣道
は排除しているんじゃないかとおっしゃいますけ
れども、そういうわけではないということござ

います。だから、あり得るということございま
す。そしてそれは、だれが見てもなるほどそう
だと思ふような人があつた場合は、あり得るとい
ふことだと思ひます。もちろんそれは直接には選考
委員の方々が御判断になることでございすけれ
ども、しかし、文化功労賞を受ける一つの範囲内
には私は入つておるといふふうに思ひます。

○有島委員 いま申し上げた歌謡曲にしろ剣道に
しろ相撲にしろ、それからお茶や花、そういう
もの、いろいろなジャンルの中から将来はあり得
るんだ、そういうことでございすね。

○安嶋政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上
げたとおりでございまして、剣道とか相撲とか華
道とか茶道とか、そういう範囲につきましては
将来選考の対象になり得るものと考えますが、た
だ、いま歌謡曲というお話がございました。歌謡
曲につきましては、前回文化庁の次長からも御答
弁を申し上げておるわけでございますが、芸術と
しての伝統とか、何と申しますか、あのとき次長
がどういふことを使われましたか、たしか品格
といったようなことばも使ひになつたのではな
いかと記憶いたしておりますが、そういった点か
らさらに検討すべき余地はあるかと思ひます。
しかし遠い将来——将来これが芸術として定着を
してくるというところでございすれば、これは選
考の対象に含めて差しつかえないものであるとい
ふふうに考へます。

○坂田国務大臣 官房長が答弁をいたしたわけ
ですけれども、私はやはり考へていひのじやないか
といふふうにて思つておるわけですね。範囲として考
へていひのじやないか、といひのじや、諸外国の、
たとえばシャンソンといひますね。シャンソンと
いふとか何か芸術性がある、ところが日本の浪花節
だとかあるいは長うただとかあるいは歌謡だとい
うと、何かそうじやないような感じがする。ある
いはカンツォーネ、あなたのほうが詳しいけれど
も、イタリアではあつたものをカンツォーネとい
ひつておるわけでしょう。つまり庶民の非常に愛
好する歌、そういうものですね。スペインはスベ

インにございすし、そういうものはやはりその
国独特の芸術だと私は思つておるのです。た
だし、日本にはそういうものに対する価値観が、
実をいふとまだよくわかつてないんじゃないか。
文化というとな、何か上のほうにばかりあるものが
文化というような学術、芸術といふふうになりま
す。しかし、その庶民の中に育つたものでも、す
ぐれたものとすぐれていないものがあるはずで
私はそう思う。庶民の中にあるから芸術性はない
んだとか、あるいは文化功労賞の対象にはなり得
ないんだという考え方はどうなのかという感じが
する。しかし、実際からいいますと、その選考は
非常にむずかしいのであつて、その実際的なこと
をおそらく遠い時間においてと言ひましたのは、
その点については私もまた文部大臣として同感で
ございすけれども、対象としては出てき得るも
のだといふふうにて思ふのです。あのビートルズな
んといひますけれども、あれはイギリスのリバプ
ールかどこかですよ、あそこその町で歌われた歌
で、私はあれは非常に変わつてこりんなものかと思
つておつたら、だんだんいろいろものを聞いてお
りますと非常にいい曲のように——これはあるい
は私個人の感じかもしれませんが、そしてこれに
対してはたしか、これも私の記憶が間違ひならば
訂正をしますけれども、クイーンはこれに対して
何か表彰をしておると思ふのです。単に外貨を獲
得したからこれにクイーンが授賞したということ
でなくて、そのビートルズの曲、メロディーとい
ひますかりズムといひますか、そういうものがあ
る町の庶民の心を非常につかんだいい曲なんだ、
また、それを表現したりつばな人たちなんだとい
ふことで、女王さんは表彰したと思ふのです。私
はそういう考へております。しかしながら、いま
の官房長の答弁と矛盾しているわけじゃないの
で、範囲内にはある。範囲内にはあるけれども、
そういう人を選定するといふことはいまの段階で
はなかなかむずかしい。長い期間考へればそうい
うものが出てくるでしょう、こういうことで、そ

○有島委員 何かお話をしますか。

○安達政府委員 先ほど紫綬褒章のお話が出ましたけれども、紫綬褒章の中で、私どもとしては歌謡曲も漫才も落語も講談もすべて入れておりました、たとえば歌謡歌手として東海林太郎さんが紫綬褒章をいただかれておられるわけでございます。そういうことで、私どもとして、特にそういう芸術上という価値の面で区別していることはございません。それだけつけ加えさせていただきます。

○有島委員 大臣のお考えたいへんよくわかりました。私が心配しておりますのは、いま時代が非常に激しく変わっております。ですから、昔考えた長い期間というのは、いま非常に短縮されていかなければならない。それだけにこちらにも、相当回転をよくしていかなければならない時代じゃないかと思うのです。伝統を伝えるという一面と、それからまた創造していく一面と、気の長い時代であれば、伝統を伝えていくということがそのま

ま創造につながっていく、そういったからくりは、いまも変わりございませんけれども、いまはいろいろな創造を推し進めていく方向にむしる積極的なやっけていくべきときじゃないか、そういうふうには私は考えておりますので、いま庶民の文化というようになことが出ましたが、そういった方向を大切にしたいと思っています。

以上で終わります。

○八木委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八木委員長 次に、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

松永光君。

○松永委員 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案に関連いたしました、私は、文部省の考え方を数点にわたってお伺いしたいと思っております。

まず、この法律案の要旨は、要するに定時制の高等学校、通信制の高等学校の校長先生その他一般の先生方に対して支給する定時制通信教育手当を三割増額するという点にあるようであります。定時制高校、通信制高校の関係者一同が強く望んでおられたことが実現されることになるわけで、非常に喜ばしいことだと考えておられるわけでありま

そこで、私は、定時制通信教育の手当を三割引き上げることにした理由についてまずお尋ねしたいと思っております。そしてさらに、この三割の増額を受ける先生方、対象人員はどの程度いらっしゃるのか、その予算的な措置はどういうふうになつておられるのかという点について、まず局長さんにお尋ねいたします。

○宮地政府委員 お答えいたします。

今回提案いたしました七割を一〇割に手当を上げるといふ理由でございますが、実は定時制、通信制の高等学校につきましましては、すでに現在七割の、一般高校にはない手当がついております。したがって、なぜ手当をつけるかという点と、あわせてなぜ増額するかという二点になろうかと思ひます。

今日、定時制、通信制の先生方に手当がついておりますことは、一般の高等学校と定時制、通信制の高等学校を比べてみて、そこに入ってきております子供もいろいろ多様な子供でございますし、さらに、定時制、通信制の教育は、形といたしましても定通を併修したりあるいは二部制、三部制の授業とか、さらに技能連携といったような形態をとつておられるものが相当ございます。それは一般の高等学校と違ひまして、先生方としていろいろ御苦労なところでございます。さらに、入つてきております子供たちも年齢も、ある程度まとまっております。こういった一般の高等学校の生徒よりも相当開きがございますし、さらに能力、適性、進路、こういったようなものも相当の違いを持っております。こういった職業を持つと申しますか勤務に従事しておられる生徒でございます。こういった

ようなことから教育の形態も違ひますし、内容、方法も普通の高等学校に比べて相当複雑であり、これを十分こなしてそのような生徒に適切な教育を行なうためには、先生方の御苦心は相当なものでございます。こういうような観点から従来定通手当がついておりましたが、さらに今回三割引き上げましたのは、そのような困難度から従前に増してきておるといったようなこともございまして、さらに昨年産業教育手当、これは産業教育手当と定通手当が全く同じ内容だといふものではございませんが、趣旨をいたしましては産業教育手当も、一般の普通教育に対して産業教育に従事される先生方の御苦労が多いというふうなことで、昨年一〇割になつております。そういうようなものとの関連、均衡、こういうようなものを考慮いたしまして定通手当を一〇割に増額したいということでございます。

それから予算でございますが、昭和四十五年度公立の定通課程を置きます高等学校は七百ございまして、それからそこに勤務されておられる校長、教員等の職員は約三万二千人でございます。これは本務、兼務合わせましての数でございます。したがって、定通手当を差上げます方は定通の高等学校が本務である先生でございます。そこで、定通手当支給者、本務者のトータルは二万三千九百八十八人でございますが、内訳としまして校長先生が千三百六十三人、それから教頭あるいは主事さん、これらの方が千五百八十四人、その他一般教諭、助教諭が一万九千八百四十二人、実習助手が千二百二十九人、これが支給対象になる先生方でございます。

ところで、四十六年度の予算額は、補助金といひまして七億七千五百萬円で、そのうち今回の三割の支給率アップに要します経費は二億四千四百萬でございます。なお、国の地方公共団体に対します補助率は三分の一でございます。

○松永委員 通信制の高等学校の中に、私立であつて、かつ広域の通信制の高等学校があるわけなのですが、その高等学校が非常に成果をあげて

いるということを開いておるのですけれども、その広域の私立の通信制の高等学校に対する補助、助成ということはどういうふうにか考へていらっしゃるか、この機会にひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 お答えいたします。

私立の高等学校以下の学校につきましては補助、これにつきましては、大学と同じ比率におきまして、ただ補助金ではございませんが、交付税の積算におきまして、大学と同じような考え方です。昨年から経常費助成をいたしております。ところで、四十五年度は、経常費助成の経費の積算いたしましたものは四十五億、そのほか経常費でないいろいろな経費三十八億、大体八十三億というものが交付税上措置されて、四十六年度におきましては、大体経常の経費が九十億、その他五十億で、四十六年度約百四十億、前年よりも六十億増、こういったところで高等学校以下の私立学校に助成の基礎としての交付税が積算されております。

ところで、いま御指摘の広域の通信制高校、私立の通信制高校に対しましては助成金でございます。広域の通信制をやっております私立の高校は、一番大きいのはNHK学園の生徒数二万人でございます。それから科学技術学園が一人、それから大阪の向陽台高校というのが八千人、それから九州商業高校というのが六千人、それから玉川学園富士高校というのが二千人、この五校だけで四万六千人です。約五万人近い通信の教育の生徒がおります。ところで、この玉川学園は二千人で若干少のうございまして、この五校が広域の通信制の高校でございます。これは実は先ほど申しました、昨年経常費助成で、交付税の積算で八十三億積算いたしますその根拠になります基準財政需要額積算のときに、生徒数と生徒一人当たり単価、これがもとになつて八十三億が出てくるわけでございまして、その根拠の生徒数とところでこの通信制を入れるかどうかというものが相当問題になりました。ところで結論を先に申し上げますと、昨年約五万人の通信制の高校の生徒数は高校生

数からはずされた。結論はそういうことなのですか、なぜこれを昨年はずしたか、これは一般の高等学校とこの通信制高校とを比べまして、法律的にも施設の面積というものが、通信課程のほうはさほど大きい面積を要求されていない。

〔委員長退席、河野（洋）委員長代理着席〕

さらに教員数も専任教員数は非常に少ないといつたようなことで、一人当たり単価を出します場合、昨年高等学校以下生徒一人当たり約五千円とはじいたわけですが、この五千円という積算にはならない、もつともっと低いであろうといったような問題もございまして、当初のことでもございまして、昨年積算されておりました。そこで、それにしてもまことに不合理でございますので、いま自治省と私どものほうと話し合いを進めておりまして、一人当たり補正単価に差を設けるのはやむを得ないとしても、生徒数の中に入れるべきであるといふようなことで、いま前向きに、これを交付税積算の基礎に入れるべく自治省と検討を進めておりますので、できる限り実現したいと思っております。いましばらくお待ちいただければ、はっきりした答弁をさせていただきますと思ひますが、一応状況だけ申し上げておきます。

○松永委員 今度はひとつ大臣にお尋ねしたいのですが、わが国の教育制度について、戦後の教育制度それから戦前の教育制度と比較検討して、そうしてすぐれている点あるいはまた劣っている点、改革すべき点、いろいろあると思うのですが、戦後の教育制度の中でいろいろ問題点もあるように思ふけれども、定時制の高等学校、通信制の高等学校に對して、定時制通信教育振興法という法律に基づいていろいろなあたかい措置がなされるようになったというところは、少なくとも戦後の教育制度の中で、前に比べて非常によくなった点だといふふうに私は考えておる一人であります。戦前は夜間の中学、現在の定時制高等学校ですが、それなどに対しては補助とか助成とかいふものは全くなされていなかったのじゃないかというふうな聞いておるのですが、そういう中であつて、家

庭が貧しい、しかし燃えるような向学心を持つておる、そこで昼間は会社や工場その他に行つて一生懸命働いて、そうして夜間中学に行つて勉強し、さらにまた夜間の大学に行つて勉強をして、そうしてりっぱな社会人となつて活躍しているわれわれの先輩がたくさんいらっしゃいますね。しかもそういう人たちは、どちらかというと学生時代あるいは中学生時代から非常な苦勞をしておられるから、ほかの人に比べて非常な忍耐力を持つていらつしやる、また、いろいろな経験をしてもられますから、非常に豊かな人間性を持つていらつしやる方が非常に多いと思ひます。したがつて、この定時制教育、通信制教育といふものは、もつともっと伸ばしていかなければならぬといふふうに私は私どもは考えておるわけなのです。現に東京都でも、大多数の東京都民が信頼するであろうといふ人は、どの人だろうかといふことでずいぶん探したけれども、結局は夜間の中学で苦勞をされて、そして日大の夜間部に行つて法律の勉強をされて高等文官試験を通られた人が、定時制教育の課程を経た人が、これは東京都民の大多数が支持するだろうといふわけで著名人にならうとしてゐる人もいますね。そういうことを考えてみて、ほんとうの人間をつくるというところは、全日制もけっこうですけれども、定時制でもきつめて特色のある人間ができてくる、私はこういうふうに考えまして、今後とも大いにひとつ振興してもらいたいといふふうに思つてゐるのです。

と、ところが、聞きますと、最近定時制の生徒数が非常に減つてきておるといふ話です。もし減つてきておるのであれば、これは振興どころじゃない、むしろ振興でない方向に行つてゐるやうな感じを受けるわけです。そこで、定時制の生徒数の増減のぐあい、それから通信制の生徒数の増減のぐあい、どういふ実態になつてゐるのか、まずそれをお尋ねしたいと思ひます。実態は局長から……

○宮地政府委員 数字的な実態でございますので、私から答えさせていただきます。

定時制の課程におきます生徒数の推移でございますが、御承知のように、一番の最盛期は昭和二十八年度の五十六万七千人でございまして、そのときは高等学校生徒総数に對しまして二・三%に当たる者が定時制に入つておりました。それから七年たちました三十五年度を見てみますと五十一万六千人、実数は五万人くらい減つておりますが、高等学校生徒全体に對します比率は一五・七%で、七年前に比べて約七%減じております。以後年々減少傾向を示しまして、四十五年度におきましては三十七万人になつております。この数字は高等学校全体に對しての八・四%でございまして、したがつて、高等学校の中の定時制と全日制との比率は、二十八年度と四十五年度では、パーセンテージでは三分の一に減つておるといふかっこうになります。

次に、通信課程でございますが、このほうは定時制と違ひまして、若干でございまして増加の傾向にあります。昭和三十年度は四万六千人、これは高校生全体に對します比率は一・八、二%弱でございまして、それから三十五年度は六万五千人で、三十年が一・八%であつたのに對しまして、わずかに、二%といふふうな、〇・二%ふえております。それから四十五年度は実数も相當ふえて十五万七千人、これは高等学校生徒全体に對しての三・六%でございまして、これは先ほど申しましたNHK学園、こういった広域のものが相當多数の生徒に勉強さしておりますので、そういうものが相當影響しております。

大体以上が実態でございます。

○坂田田務大臣 ただいま局長から御答弁を申しましたやうな傾向にあるわけでございまして、先生御指摘のやうに、戦前に比べて戦後の一つの非常な特徴といつたしまつて働きのなから学ぶといふ制度、これはほんとうにいい制度だと思つております。したがつて、これをやはり充実していかなければならない。ところが、世の中が変化をいたしました、いま申しますやうな状況にあります。しかし、これをよく分析しなければなりません。

せんが、一応まず進學率が非常に高まつてきて、定時制にしか行けなかつた人が、だんだん生活程度が高まつてまいりまして全日制に行けるやうになつてきたといふことが一つ、それからもう一つは、通信制教育といふものが非常に発達してきた、あるいはNHK等のテレビを通じての教育、そういうやうなものも影響してそつちに入つていく。

それからもう一つは、職業教育、各種学校ですね。そういうものに身につけるもの、時代そのものがそういうものを要求してゐるのですから、そういうものに入る。私はある各種学校、名前を申しませんが品川であります、電子工学院、かなり活発にやつております各種学校であります。そこで職員の方々にいろいろお話を伺ひましたら、最近の傾向として、親は短大とかあるいは四年制の大学に行つてほしいといふのだけれども、子供のほうに、むしろこういう電子工学院みたいな各種学校に入りたいたいという希望者が非常に多くなつてきた。ある私立学校に参りましたら、同様なことをやはり先生が言つておられます。そういうことでございまして、この傾向は決して悪い傾向ではないのじゃないか。先ほどお話しになりましたやうに、むしろ勤勞青少年が、働きのなから勉強するといふ者が——普通一般の高等学校で、あるいはいかにやがたでもございまして、そういう方が、おかしなやうな言動をなすやうな学生もいないわけではないわけでございます。そういう、やうなれば大学教育を受ける意味があるのかないのかさへわからないやうな人がたくさん行きますよりも、もう少し大地に足をどつかと踏みしめまして、そして人間社会におけるいろいろの複雑な環境等もよくわきまえて、単に親のすねをかじるというのでなくて、自分の腕でもつかせたいとお金で勉強する、そのほうが求める心がございまして、またそれに実りがあるといふことで、先ほど先生がおつしやいましたことは私も同感でございます。一昨年だつたと思ひますが、NHKの通信のテレビの卒業式に私参りまして、とにかく最初これを

受けて卒業しようと思った人は相当多数おられた、しかし、ここまでがんばってこられた人は二割くらいじゃないかと思ひます、しかし、この二割のあなた方というものはやはりすばらしい人だった、相当の根気がなければここまでこぎつけられなかった、それを果たされたあなた方を見ておつて目の色が違う――またそう私は実感したのです。

一方、大学はどうかという、最高の理性と良識を持つておる大学はあの紛争、ゲバ学生に占領されたり何かして授業ができないというそのさまを一面に見ながら、そのテレビを通じてほんとうに勉強した生徒たちを見まして、ほんとうに私は頭が下がるような気がしたのであります。こういう人こそ将来日本の社会をささえていく人たちだ、こういう人たちに学ぶ機会を与え、チャンスを与え、そうしてわれわれもちゃんと教育行政を進めていかなければならぬということをお感じいたしましたわけでございます。そういうような気持ちをもつて今後とも定時制教育のために努力を傾けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○松永委員　とにかく定時制教育振興法ができた昭和二十八年の定時制の生徒数が一番多く、その後年々減つてきて、特に昭和三十五年から四十五年の十年間に十五万人近くも減少しておるということは、たいへんな数字だろうと思ふのです。いま大臣から減つた理由等についての説明がありましたので、半分以上は納得できます。父兄の経済状態が非常によくなつたから、みずから働きたがら学校に行くのではなくして、父兄から出してもらつて全日制に行ける、非常にけつこうなことであります。そしてまた、大臣のおっしゃるように、直ちに自分の社会人としての仕事に役に立つような実業教育を各種学校で受ける生徒が多くなつた、これも私はけつこうなことだと思ひますが、しかし、それでもなおかつ中学校を卒業してそのまま就職する勤労青少年というものは相当のるだらうと思ひます。その勤労青少年に対して定時制高校への進学を奨励し、あるいはまた指導する、一方においては、定時制高等学校というものが

がそういう勤労青少年に対してほんとうに魅力のあるものであるならば、先ほど大臣がおっしゃつたように、全日制に行く生徒がふえた、あるいはまた、直ちに実業のほうの技術を身につけるといふ各種学校に行く人がふえたとしても、これほどまでには減少しないのではなからうかというふうには私は考えるわけでございます。

そこで、定通教育を振興していくためには、これから中学校を卒業してそのまま職業につく、そういう勤労青少年に対して、もっと若いうちに勉強しなさいということ指導し、奨励をするというところが一つ大切だろうと私は思ふのですが、その点について文部省としては、どういうふうにかこの定時制高校への進学奨励、進学指導というものをしようとしておられるのか、その点をお尋ねしたい。

それともう一つは、やはり定時制高校というものがそういう勤労青少年に対して魅力のあるものでなければ、幾ら行け行けとすすめても、なかなか行くものではないと思ふ。定時制高等学校をほんとうに魅力のあるものにこれからしていくという努力が必要だろうと思ふのですが、それらの点についてどういうふうな措置をしようと考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員　御指摘のように、定時制、通信制の高校を奨励すると申しまして、魅力のないものには幾ら奨励しても生徒自身を引きつける力がないわけでございます。そういうようなことから、私もいろいろの検討をいたしておりますが、生徒、働きながら学ぶ青少年の世論調査のようなものを東京都の教育庁がいたしたり、あるいは全国の定時制通信制高等学校校長会のほうでもそういう調査をいたしておられます。その際、定時制高校が中卒者を引きつける魅力があるかどうかといったようなアンケートをとつた調査もございまして、魅力がありますというものが大体三〇%、魅力がないですというものが六五%、答えないのが残りといったような数字にもなつたりしております。その理由はいろいろあるのですが、まず、魅

力を感じるような授業をしてもらいたい、非常にきびしい批判ですが、先生にしっかりとしてもらいたいというようなこと、それから、来ておる生徒がどうも消極的で不活発で、友だちに気力がないといったような反省、さらに施設設備が十分でないとか、あるいは世間が、定時制や通信に行つてもたいした高等学校でないといったような、いわゆる世間の理由のない偏見、こういったいろいろなものを生徒自身が告白いたしております。そういったようなことも私も常に念頭に置いておるのですが、何と申しまして、多少理屈めきまずけれども、いろいろ希望はありますものの大部分の子供が働いてつづきつづきでございます。したがって、彼らの生活条件、学習条件、こういったようなものを考えまして、無理なく教育が受けられるようにできる限りしてやる。さらに、教育内容につきましても魅力がない、先生の教え方が魅力がないというのが相当多いのですが、同時に、教育内容も、あまり画一的な平板なものでない生徒の個性を伸ばすような教育とか、教育面の方法、内容、さらに施設設備、いろいろな問題があるうかと思ひます。

そういうようなことで、予算的に措置できるものはいたしておりますし、夜間給食等、いまはほとんど九〇%近くの定時制高等学校で夜間給食を実施しております。

さらに、何と申しまして働いておる子供でございます。定時制とそれから通信教育と両方で高等学校教育が受けられるような、いわゆる定通併修の形をいろいろくふうしてやってみる。

さらに、最近では技能連携制度というのを推奨いたしております。これは七十五の学校でやつておるのですが、三百余りの施設を利用いたしまして、たとえば定時制、通信制に行つておる子供が同時に各種学校で勉強しておる、そういうときには高等学校の単位に換算してやる、あるいは職業訓練所に行つておる者は、高等学校の単位の二分の一、半分まではそういう連携施設での教育を高等学校の単位として認めてやるとか、さらに、夜

だけといつても五日制の職場に働いておる子供もございまして、そういったような世の中が進みますと子供たちの職場の勤労形態も相当変わつておりますので、二部制、三部制、こういったものとか、いろいろの点につきまして、これはまだ必ずしも十分ではございませんが、モデル校等をつくつておりますと同時に、いま申しましたようなことをもつともつと研究して、子供たちに魅力のある高等学校にしていきたいということで、ことしからモデル校のほかに指定校という制度を設けまして、いま申しましたようなことを具体的な子供に即して研究をしよう。

さらに、魅力がない一つの問題として、よく定時制高校は四年だから三年にせよという声もございまして。これは、ただ子供のほうには、調査してみますと四年だから魅力がないという答えがちよつと出てこないのです、おとなが考えるのと子供が考えるのと違ふのですが、確かにそういうこともございまして、はたしてそれでは四年を機械的に三年にしてもいいかもしれません、三年にするためには、五時ごろから夜やつたのではこれは時間が足りませんから、職場と協力して四時あるいは三時にできるところ、あるいは土曜日は昼くらいからやつてやるとか、そういうことで一年間に何単位くらいとれるであらうか、そういうことも研究したいというふうにして思つております。

十分なお答えになりませんが、確かに私も魅力がないとよく言われますし、また勉強しておる子供が、何と申しまして全日制の高等学校に行つておる子供に對しましてはハンディキャップを背負つておるわけですが、できる限りそういう点に配慮して、先ほど大臣への御質問のような点を十分考えまして進んでいきたい。

それで、教育内容等におきましては、先ほど大臣も言われましたが、定時制は減りまして職業訓練所、各種学校の生徒はふえておるわけですが、これは必ずしも、定時制に行くべき子供が定時制に行かないで、各種学校、職業へ行ったという機械的な因果関係ではないと思ひますが、それにし

ても相当なあれもございまして、そこで先般高等学校の学習指導要領の改定もいたしまして、一部では、高等学校の多様化といえますと高等学校の各種学校化だと思ふ言ひ方もありますが、そういう意味ではなくて、こういう子供のためには画一的な教育よりも、やはり特に定時制、通信制のような子供には個性に即した、必要に応じた教育をしてやる必要があるであらう。教育内容も直す。さらに、ただいま御審議を願っております先生方に対する手当も、りっぱな先生方に来てもらい、先生方がほんとうに子供の教育をしていただく、そのためには、金額は些少かもしれないが、三%上げて一〇%の定通手当を差し上げるといふのも、結局はいい教育を子供たちのためにしていただきたい、ひいては子供に対する魅力を増すゆえにでもあるうかと、いろいろのことを考えておる次第であります。

○松永委員 定時制高等学校、通信制高等学校を魅力あるものにするために、モデル校あるいはまた四十六年度から研究指定校を設置するといふことで、努力をしていられたいことについてはその努力を認めるわけなんです、しかし、一番の問題は、この修業年限の問題というのは、なるほど局長さんのおっしゃるところによれば生徒のほうから出てこないと言ひけれども、三年と四年、一年の差があるというところは、私は部外者であつて生徒じゃないですからほんとうの生徒の気持ちにはわかりませんが、常識的に言つて一年間よけい行かなければならぬといふことは、定時制高等学校、通信制高等学校の魅力を減少せしめておる一番大きなものじゃないかというふうには私は考えるわけでございます。なるほど勉強する時間の問題がありましよう。また、若いくせに戦争前のことを言つては申しわけないのですが、戦前は昼間の中学と夜間の中学と修業年限の差はなかったんじゃないでしょうか。同じ時間でしたよね。同じ時間であつても、昼間の中学を出た人と夜間の中学を出た人との間に実力の差があつたかといへば、人によりけりでしょうけれども、ほとんど

なかつたんじゃないかというふうには私は考えるわけなんです。現に、私もが中学を卒業する当時は、夜間の部の人が昔の相当いい高等学校あるいはまたいい大学の予科などに相当入つておつたことを私は記憶しておるのですが、そういうことでも、やういふ状態に持つていくことは不可能ではないといふふうには私は考えるわけでございます。しかも御承知のように、最近では、中学を出た子供は金の卵といふぐらゐに非常な求人難であるわけですから、そういう機会でもありますから、中学を出てそして定時制高校に行きたいという人に対しては、特別に、労働時間を六時間とかそういう時間に短縮してやるといふ労働基準法上の特例を法律で設ける、こういったことも考えられると思ひます。そしてまた、比較的短い時間に生徒に力をつけさせるというためには、ほんとうの指導力を持つた先生をそろえなければならぬと思ひますが、それも定通手当の増額とか処遇の改善等によつていい先生をそろえることは、これまた不可能じゃないと思ひます。もつとも、現場の先生のほうからは、三年制は反対といふような陳情が私のところに来ていたのですが、これは学校の先生の立場から見れば教えることがたいへんでしうし、あるいはまた、教える時間等も長くなつたりする問題等もありましようから、現場の先生はたいへんだと思ひけれども、しかし、これも先生をふやすなどの措置をすれば解決できない問題じゃないといふふうには私は考えるわけですが、そういうことで、やはりこの修業年限を、全日制と同じ年限にするといふことを真剣にひとつ前向きに、私は検討してもらいたいといふふうに考えるわけでありましよう。

これは私だけの意見でなくして、定通教育の振興会というのがあります、その振興会の人たちはほとんど、三年制にしてもらえなばなといふことを強く要望しているように私は聞いておるわけでありまして、そういうわけで魅力ある定時制、通信制の高等学校にするためには、修業年限の問題

というのは真剣に考えるべきだといふふうには私は考えるわけでありましよう。そしてまた、この「初等・中等教育の改革に関する基本構想」の中間報告の中に、「経済発展と労働力の需給の変化に応じて、労働時間の短縮など労働条件は地域によつて多様化しつゝある。そのため、定時制・通信制の高等学校の修業年限、教育の内容・形態などを実情に即して弾力的に改める必要がある。」といふような指摘もされておるようでありますので、この修業年限の一年間短縮という問題は前向きにひとつ真剣に検討してもらいたいといふふうに私は考えるわけでございますけれども、大臣の御所見を承つておきたいと思ひます。

○坂田国務大臣 確かに定時制を魅力あるものにするといふことでなければいかぬので、しかもいまの、先生方とされる御指摘になりましたような減少傾向にあるのは、やはりそういう魅力がないからだと思います。それは先生方の問題もございまいし、施設設備の問題もございまいし、それからまた、修業年限の問題もございまいし、しかも中教審でもそのことについて、この五月最終答申が得られるものと思ひますので、それを含めまして、三年制の問題も含めまして私もひとつ十分検討をいたしたいといふふうに思ひましよう。

私、最近富山に参りまして、あそこ定時制高校、雄略高校といふのでございまして、見ました。これは実にうまくやつておられます、普通の高校よりも、よりりっぱな施設をモットーにでき上がつて、エレベーターもありません。それで企業の人たちと連携を保つて、そして集団入学もさせておる、あるいは通信教育との併営もうまくやつておる、それから各種学校との関係もうまく連携をとつておるといふことで、非常に総合的に定時制高校といふものをとらえておる。これは、普通高校に行つておる人たちに對して定時制に行つておる子供たちが誇りを持つばかりでなく、先生自身も誇りを持つ、これは私は一つのいい例じゃないかと

思ひます。それから鹿児島でも同様な考え方、むしろ普通高校よりりっぱな施設をつくつて定時制の振興をはかつておる。こういう姿勢が教育委員会にもある、あるいは県政にも出てくる、またそれをバックアップする文部省の姿勢がもととなればいけないのじゃないか、そして必要なお金をやはり考へてあげるといふことが必要であるといふふうには思ひまして、ちやうどこのあたりで一ぺん定時制のあり方を基本的に考え直してみたい時期に来ておるのじゃないかといふふうに考えております。

○松永委員 もう一つ、定時制高校の魅力を増すためには、あるいは通信制高校の魅力を増すためには、定時制高校卒業、通信制高校卒業だといふことで、一般の全日制高校の卒業生との間に就職をする機会、そしてまた就職した後の昇給、昇進などの条件、そういったものについて全く平等なんだといふことを徹底することが、私は定時制高校の魅力を増す非常に大きな要素になると思ひます。そこで、国家公務員、地方公務員といったような国が直接または間接に措置できるようなところ、あるいはまた公社公団、これまた直接または間接に措置できると思ひますので、そういうところにおいてはまず差別はないんじゃないかと思ひますが、実態はどうなつておるかといふこと、それからまた民間企業、これについては当局において経済団体その他に働きかけて、就職する機会の差別的撤廃、それから就職後の昇給、昇進についての完全な平等化、こういったものをひとつ促進してもらいたいといふふうには思ひますが、実態がどうなつておつて、そして今後どういふふうな措置しようと思ひておるか、その点についてひとつお尋ねしたいと思ひます。

○富地政府委員 御指摘の点につきましては、確かに過去におきましては理由のない差別が職場でなされておりました。が、そういうことから昭和三十八年でございまして、事務次官から当時の状況を御説明いたしました、そのような差別をしないように、少なくとも就職試験を受ける場

合には、受験の機会に平等に与えてもらいたいということを強く要望いたしました。その後、中局長名でも毎年、主要な全国の経営者団体あるいは主要事業主に対して、就職の機会を供与するようにという依頼状は出してあります。さらに、国家公務員、地方公務員等は公務員試験がございいますが、そちらのほうは全然そういう差別はございません。しかし、だんだんよくなりましたとは申しますものの、四十年ごろから急速によくなっておりますが、私も調べましたところではまだ完全ではないようです。したがって、日経連、商工会議所、こういうところを通じていろいろお願いだけしておるけれども、実態はどうなっておるかといったようなことでデータをとるのも御協力していただいておりますが、まだ一〇〇%差別をしないという段階になっておりません。今後とも大いに努力いたしたいと思っております。

なお、公社公団等では、過去におきましては多少区別されておったのですが、最近ではなくなりました。特に数日前、一々公社公団に私どものほう直接、そうはいってもことはどうなんですかといったことを具体的に尋ねたのですが、全然区別はしておりません。ただ、場合によりましては二十歳以上の者はことは採用しませんというような場合に、定時制高校を卒業した人は二十をこす人、二十歳以上だから、二十歳以上は採用しませんという年齢で制限されたところが若干あるようでございますが、少なくとも高等学校卒、こういう資格の場合に定時制、通信制は除くというようなことは、公社公団でもいたしております。今後そういうことのないように、私もなお一そう努力をしたいと思っております。

○松永委員 最後に、いま一つお尋ねと御要望をしておきたいのですが、定通関係の校長先生に八%の手当、それから一般の先生方に一〇%の手当がつくようになるということ、三%ずつアップされるということ非常にけっこうであります。私ど

も喜んでおるわけなんです。しかし、率直に考えてわれわれの生活のリズムというやつは、太陽が沈んでしまえばやはり休業をとるとしても、太陽が沈んでしまえばやはり休業をとるとしても、人間の普通のリズムだろうと思うのです。太陽が沈んだ後は、夜になると奥さんや子供さんたちと一緒に団らんする時間、それを持つのが普通人だろと思うのです。ところが、定時制高等学校の先生たちは、そういうリズムをある意味では狂わして、そして奥さんや子供との間の団らんの時間を犠牲にして、一生懸命子供の教育に当たっていらっしゃるわけですね。そこへもってきて先ほど局長さんの話にありましたように、定時制高等学校の生徒は年齢の差もあろうし、環境の差もあろうし、非常に種々雑多の人が来ておる。したがって、その生徒たちを教える先生の苦勞は、全日制に比べて非常にたいへんなものなんだということでありますれば、一ぺんにというわけにはまいりません。除々にということになるのでありましようが、そういう実態を考えれば校長先生八%、一般の先生一〇%ということに満足せずに、もっと処遇を改善していく、こういう努力をしてもらいたいというふうに私は希望するわけでありま。そしてまた、先ほどのお話にありましたように、定時制高等学校、通信制高等学校をほんとうに魅力のあるものにするためには、施設の面も大切でしょう。しかし、授業内容というものが魅力のあるものでなければならぬと思うのです。生徒の中にもそのことを指摘する者がたくさんいるということでありま。もともとだと私は思う。魅力のある授業のできる先生、すなわち優秀な先生というものをそろえなければならぬと思うのです。が、優秀な先生をそろえるためには、いま言ったように、ほかの人が休んでおるいはまた家族と団らんしている時間に、一般人の生活のリズムを乱して、そうしてその仕事に当たってくださる。しかも優秀な先生をそろえるということになります。これは処遇をもっと改善していかなければならぬというふうに私は考えております。先ほど

大臣が定時制高等学校、通信制高等学校について再検討する時期に来ておるというお話でございまして、その再検討の中に、ぜひ定時制高校、通信制高校に携わっていらっしゃる先生方の処遇をさらに改善していくというこの検討をしていただければありがたいというふうに最後にお願いたしました。私の質問を終わります。

○坂田国務大臣 やはり定時制、通信制の高等学校に教鞭をとっておられる先生方の苦勞は並みたいていのものではないと思っております。今後とも待遇の改善に十分努力をいたしたいと思っております。ことに定時制高校の技術的な改正の時期に、それを含めまして検討してまいりたい、かように考えております。

○河野(洋)委員長代理 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

昭和四十六年三月十六日印刷

昭和四十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局